

第23期第9回筑前海区漁業調整委員会 次第

- 1 日時 令和8年6月8日（月） 14:00～
- 2 場所 漁業調整委員会室（福岡県庁4階）
- 3 議題
 - (1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） 資料1
 - (2) あわび漁業許可方針の改正について（協議） 資料2
 - (3) なまこ漁業許可方針の改正について（協議） 資料3
 - (4) 雑魚かご漁業の新規着業について（協議） 資料4
 - (5) 令和8年下期土石採取計画について（協議） 資料5
 - (6) くろまぐろ福岡県知事管理漁獲可能量の変更について（報告） 資料6
 - (7) その他

資料 1
(23期9回筑前漁調委)
(令和8年6月8日)

8水第511号

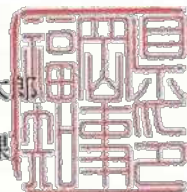
令和8年6月4日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源の「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」に係る令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙の通り定めることについて、同条第2項の規程に基づき、貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
		知事管理区分	配分数量
まさば及び ごまさば対馬暖流系群	現行水準	福岡県まさば及び ごまさば知事管理区分	現行水準
ぶり	試行水準	福岡県ぶり知事管理区分	試行水準

特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について

水産振興課

【概要】

- ・ 知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・ 今般、令和8年7月1日より令和8管理年度が開始される「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」の知事管理漁獲可能量を定めることについて、法第16条第2項の規定*に基づき筑前海区漁業調整委員会に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・ 「まさば及びごまさば対馬暖流系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分することとしている。
- ・ 今回、本県に定められた「まさば及びごまさば対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能量は「現行水準」であることから、福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定めたい。
- ・ 「ぶり」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分することとしている。
- ・ 今回、本県に定められた「ぶり」の都道府県別漁獲可能量は「試行水準」であることから、福岡県ぶり知事管理区分に配分する数量を「試行水準」と定めたい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和 8管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分数量	
まさば及びごまさば対馬暖流系群	7/1～6/30	現行水準 (目安数量 (1,523 トン))	<u>福岡県まさば及びごまさば 知事管理区分</u>	<u>現行水準</u>	漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
ぶり	7/1～6/30	試行水準 (目安数量 (2,726 トン))	<u>福岡県ぶり 知事管理区分</u>	<u>試行水準</u>	漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量の設定

あわび漁業許可方針 (案)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する者の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、所属している漁業協同組合支所の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。許可する者の数の上限を超えた申請があった場合は、あわび漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可枠内で許可するものとする。ただし、漁業調整委員会と協議し、承認が得られた場合はこの限りではない。

区域名	許可する者の上限	住所要件
糸島地区① (福岡・佐賀県界(包石)から糸島志摩黒磯までの地先及び烏帽子島(糸島市)周辺)	3	糸島市
糸島・福岡地区 (黒磯(糸島市志摩芥屋)から津舟崎(福岡市西区今津)に至る間の地先)	0	-
糸島地区② (灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺)	0	-
福岡地区① (長間礁(福岡市西区大字西浦沖)周辺)	0	-
福岡地区② (玄界島(福岡市西区)周辺)	0	-
福岡地区③ (小呂島(福岡市西区)周辺)	8	福岡市西区小呂島
福岡地区④ (博多湾)	22	福岡市

福岡・新宮相島地区 (福岡市大字志賀島から古 賀市までの地先)	0	-
新宮相島地区 (糟屋郡新宮町大字相島地 先)	1	糟屋郡新宮町相島
福岡・新宮相島・宗像地区 (栗の上礁(糟屋郡新宮町 大字相島沖)周辺)	0	-
宗像地区 (宗像市地先及び沖ノ島 (宗像市大島)周辺)	7	宗像市
遠賀地区 (黒崎鼻(宗像市、遠賀郡 界)から烏帽子鼻(北九州 市若松区)に至るまでの地 先及び白瀬(遠賀郡岡垣町 波津沖)周辺)	1	遠賀郡岡垣町大字波津
北九州地区① (北九州市若松区地先)	0	-
北九州地区② (白島(北九州市若松区) 周辺)	0	-
北九州地区③ (馬島及び藍島(北九州市 小倉北区)周辺)	2	北九州市小倉北区馬島
北九州地区④ (北九州市戸畑区、小倉北 区、門司区地先)	3 7	北九州市
北九州地区⑤ (北九州市若松区沖)	0	-
北九州地区⑥ (洞海湾口(北九州市)付 近)	0	-

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

2 許可の有効期間

~~当面の期間、1年とする。~~5年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

(1) 各地区にあっては次の海域以外を操業してはならない。

区域名	海域
糸島地区① (福岡・佐賀県界(包石)から糸島志摩黒磯までの地先及び烏帽子島(糸島市)周辺)	筑共第1号及び第2号共同漁業権漁場内
糸島・福岡地区 (黒磯(糸島市志摩芥屋)から津舟崎(福岡市西区今津)に至る間の地先)	該当なし
糸島地区② (灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺)	該当なし
福岡地区① (長間礁(福岡市西区大字西浦沖周辺)	該当なし
福岡地区② (玄界島(福岡市西区)周辺)	該当なし
福岡地区③	筑共第7号共同漁業権漁場内

(小呂島（福岡市西区）周辺)	
福岡地区④ (博多湾)	次の基点第 5 号、(イ)、(ロ)及び基点第 13 号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。 基点第 5 号 津舟崎（福岡市西区今津）東端に設置した標柱 基点第 13 号 叶鼻（福岡市東区大字志賀島）製南端に設置した標柱 (イ) 基点第 5 号から真方位 57 度 5 分 3,400 メートルの点 (ロ) 基点第 5 号から真方位 53 度 50 分 3,480 メートルの点 ただし、筑共第 8 号共同漁業権の組合員行使権を有するものは筑共第 8 号共同漁業権漁場を除く。
福岡・新宮相島地区 (福岡市大字志賀島から古賀市までの地先)	該当なし
新宮相島地区 (糟屋郡新宮町大字相島地先)	筑共第 10 号共同漁業権漁場内
福岡・新宮相島・宗像地区 (栗の上礁（糟屋郡新宮町大字相島沖）周辺)	該当なし
宗像地区 (宗像市地先及び沖ノ島（宗像市大島）周辺)	筑共第 12 号及び 13 号共同漁業権漁場内
遠賀地区 (黒崎鼻（宗像市、遠賀郡界）から烏帽子鼻（北九州市若松区）に至るまでの地先及び白瀬（遠賀郡岡垣町波津沖）周辺)	筑共第 14 号及び 15 号共同漁業権漁場内

<p>北九州地区① (北九州市若松区地 先)</p>	<p>該当なし</p>
<p>北九州地区② (白島(北九州市若松 区)周辺)</p>	<p>該当なし</p>
<p>北九州地区③ (馬島及び藍島(北九 州市小倉北区)周辺)</p>	<p>筑共第 18 号共同漁業権漁場内</p>
<p>北九州地区④ (北九州市戸畑区、小 倉北区、門司区地先)</p>	<p>次の基点第 35 号、基点第 34 号、基点第 33 号、基点第 29 号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第 42 号の各点を順次に結んだ直線と基点第 35 号と基点第 42 号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第 29 号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 基点第 33 号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角 基点第 34 号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ 1,550.28 メートルの点 基点第 35 号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第 34 号を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識 基点第 36 号 小倉日明防潮堤の付根に設定した標識 基点第 37 号 北九州市門司区松原 3 丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ 231.35 メートルの点 基点第 38 号 北九州市大里元町三丁目海岸沿いの遊歩道南西角から道路沿い南西方向 20m に設定した標識 基点第 39 号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ 40 メートルの点 基点第 40 号 北九州市門司区葛葉海岸通四番護岸角 基点第 41 号 北九州市門司区白木崎護岸西角 基点第 42 号 北九州市門司区旧門司門司崎灯標 (イ) 旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯 33 度 56 分 26.7 秒、東経 130 度 51 分 55.4 秒) (ロ) 旧笠瀬灯浮標(世界測地系北緯 33 度 55 分 59.7 秒、東経 130 度 52 分 39.4 秒)</p>

	<p>(ハ) 基点第 36 号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30 メートルの点とを結んだ直線上で、基点第 36 号から 1,905 メートルの点</p> <p>(ニ) 基点第 37 号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.9 秒、東経 130 度 54 分 10.8 秒）とを結んだ直線上で、基点第 37 号から 970 メートルの点</p> <p>(ホ) 基点第 38 号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 39.7 秒、東経 130 度 54 分 39.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 38 号から 790 メートルの点</p> <p>(ヘ) 基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度 55 分 24.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 39 号から 470 メートルの点</p> <p>(ト) 基点第 40 号と下関市巖流島灯台跡（世界測地系北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒）とを結んだ直線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>(フ) 基点第 41 号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル（世界測地系北緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4 秒）に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第 41 号から 855 メートルの点</p> <p>(リ) 基点第 42 号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>ただし、筑共第 19 号共同漁業権の組合員行使権を有する者は筑共第 19 号共同漁業権漁場を除く。</p>
北九州地区⑤ (北九州市若松区沖)	該当なし
北九州地区⑥ (洞海湾口（北九州市）付近)	該当なし

- (2) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。
- (3) 船舶を使用する場合にあっては、素潜りもしくは磯見による採捕以外の漁法を使用してはならない。
- (4) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

5 申請書の添付書類

- ・ 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

附 則

この許可方針は令和5年5月19日から施行する。

附 則（許可の有効期間の変更）

この許可方針は令和8年6月 日から施行する。

なまこ漁業許可方針 (案)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する者の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、所属している漁業協同組合・支所の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。許可する者の数の上限を超えた申請があった場合は、なまこ漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可枠内で許可するものとする。ただし、漁業調整委員会と協議し、承認が得られた場合はこの限りではない。

区域名	許可する者の上限	住所要件
糸島地区① (福岡・佐賀県界(包石)から糸島志摩黒磯までの地先及び烏帽子島(糸島市)周辺)	3	糸島市
糸島・福岡地区 (黒磯(糸島市志摩芥屋)から津舟崎(福岡市西区今津)に至る間の地先)	0	-
糸島地区② (灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺)	0	-
福岡地区① (長間礁(福岡市西区大字西浦沖)周辺)	0	-
福岡地区② (玄界島(福岡市西区)周辺)	0	-
福岡地区③ (小呂島(福岡市西区)周辺)	0	-
福岡地区④ (博多湾)	22	福岡市
福岡・新宮相島地区	0	-

(福岡市大字志賀島から古賀市までの地先)		
新宮相島地区 (糟屋郡新宮町大字相島地先)	1	糟屋郡新宮町相島
福岡・新宮相島・宗像地区 (栗の上礁(糟屋郡新宮町大字相島沖)周辺)	0	-
宗像地区 (宗像市地先及び沖ノ島(宗像市大島)周辺)	3	宗像市
遠賀地区 (黒崎鼻(宗像市、遠賀郡界)から烏帽子鼻(北九州市若松区)に至るまでの地先及び白瀬(遠賀郡岡垣町波津沖)周辺)	1	遠賀郡岡垣町大字波津
北九州地区① (北九州市若松区地先)	0	-
北九州地区② (白島(北九州市若松区)周辺)	0	-
北九州地区③ (馬島及び藍島(北九州市小倉北区)周辺)	2	北九州市小倉北区馬島
北九州地区④ (北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先)	3 7	北九州市
北九州地区⑤ (北九州市若松区沖)	0	-
北九州地区⑥ (洞海湾口(北九州市)付近)	0	-

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

2 許可の有効期間

当面の期間、1年とする。5年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

(1) 各地区にあっては次の海域以外を操業してはならない。

区域名	操業区域
糸島地区① (福岡・佐賀県界(包石)から糸島志摩黒磯までの地先及び烏帽子島(糸島市)周辺)	筑共第1号及び第2号共同漁業権漁場内
糸島・福岡地区 (黒磯(糸島市志摩芥屋)から津舟崎(福岡市西区今津)に至る間の地先)	該当なし
糸島地区② (灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺)	該当なし
福岡地区① (長間礁(福岡市西区大字西浦沖周辺)	該当なし
福岡地区② (玄界島(福岡市西区)周辺)	該当なし
福岡地区③ (小呂島(福岡市西区)周辺)	該当なし

<p>福岡地区④ (博多湾)</p>	<p>次の基点第5号、(イ)、(ロ)及び基点第13号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。 基点第5号 津舟崎(福岡市西区今津)東端に設置した標柱 基点第13号 叶鼻(福岡市東区大字志賀島)製南端に設置した標柱 (イ) 基点第5号から真方位57度5分 3,400メートルの点 (ロ) 基点第5号から真方位53度50分 3,480メートルの点 ただし、筑共第8号共同漁業権の組合員行使権を有するものは筑共第8号共同漁業権漁場を除く。</p>
<p>福岡・新宮相島地区 (福岡市大字志賀島から古賀市までの地先)</p>	<p>該当なし</p>
<p>新宮相島地区 (糟屋郡新宮町大字相島地先)</p>	<p>筑共第10号共同漁業権漁場内</p>
<p>福岡・新宮相島・宗像地区 (栗の上礁(糟屋郡新宮町大字相島沖)周辺)</p>	<p>該当なし</p>
<p>宗像地区 (宗像市地先及び沖ノ島(宗像市大島)周辺)</p>	<p>筑共第12号及び13号共同漁業権漁場内</p>
<p>遠賀地区 (黒崎鼻(宗像市、遠賀郡界)から烏帽子鼻(北九州市若松区)に至るまでの地先及び白瀬(遠賀郡岡垣町波津沖)周辺)</p>	<p>筑共第14号及び15号共同漁業権漁場内</p>
<p>北九州地区① (北九州市若松区地先)</p>	<p>該当なし</p>
<p>北九州地区②</p>	<p>該当なし</p>

(白島(北九州市若松区)周辺)	
北九州地区③ (馬島及び藍島(北九州市小倉北区)周辺)	筑共第18号共同漁業権漁場内
北九州地区④ (北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先)	<p>次の基点第35号、基点第34号、基点第33号、基点第29号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第42号の各点を順次に結んだ直線と基点第35号と基点第42号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 基点第33号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角 基点第34号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点 基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第34号を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識 基点第36号 小倉日明防潮堤の付根に設定した標識 基点第37号 北九州市門司区松原3丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ231.35メートルの点 基点第38号 北九州市大里元町三丁目海岸沿いの遊歩道南西角から道路沿い南西方向20mに設定した標識 基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点 基点第40号 北九州市門司区葛葉海岸通四番護岸角 基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角 基点第42号 北九州市門司区旧門司門司崎灯標</p> <p>(イ) 旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒) (ロ) 旧笠瀬灯浮標(世界測地系北緯33度55分59.7秒、東経130度52分39.4秒) (ハ) 基点第36号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ30メートルの点とを結んだ直線上で、基点第36号から1,905メートルの点 (ニ) 基点第37号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡(世界測地系北緯33度54分51.9秒、東経130度54分10.8秒)とを結んだ直線上で、基点第37号から970メートルの点</p>

	<p>(ホ) 基点第 38 号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 39.7 秒、東経 130 度 54 分 39.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 38 号から 790 メートルの点</p> <p>(ハ) 基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度 55 分 24.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 39 号から 470 メートルの点</p> <p>(ト) 基点第 40 号と下関市巖流島灯台跡（世界測地系北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒）とを結んだ直線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>(チ) 基点第 41 号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル（世界測地系北緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4 秒）に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第 41 号から 855 メートルの点</p> <p>(リ) 基点第 42 号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>ただし、筑共第 19 号共同漁業権の組合員行使権を有する者は筑共第 19 号共同漁業権漁場を除く。</p>
北九州地区⑤ (北九州市若松区沖)	該当なし
北九州地区⑥ (洞海湾口（北九州市）付近)	該当なし

- (2) 糸島地区①、福岡地区④、新宮相島地区、宗像地区及び遠賀地区にあっては 4 月 1 日から 9 月 30 日の期間中、なまこを採捕してはならない。
- (3) 北九州地区③及び北九州地区④にあっては、5 月 1 日から 10 月 31 日の期間中、なまこを採捕してはならない。
- (4) 船舶を使用する場合にあっては、素潜りもしくは磯見による採捕以外の漁法を使用してはならない。
- (5) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

5 申請書の添付書類

- ・操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

附 則

この許可方針は令和 5 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（許可の有効期間の変更）
この許可方針は令和8年6月 日から施行する。

雑魚かご漁業の新規着業について

1. 申請者

福岡市漁業協同組合玄界島支所 組合員1名

2. 許可枠

雑魚かご漁業許可方針1(1)のうち、福岡粕屋地区に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	10隻
現許可数	8隻
今回申請	1隻
合計	9隻

3. 新規着業者の取扱い

雑魚かご漁業許可方針4のとおり

雑魚かご漁業許可方針(福岡湾以外)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
関門地区 (筑共第19, 20号の権利を有する漁協)	30	北九州市小倉北区
若松・戸畑地区	24	北九州市若松区、北九州市戸畑区
北九州地区	20	北九州市若松区
宗像地区	1	宗像市
福岡粕屋地区	10	福岡市 糟屋郡新宮町大字相島 糟屋郡新宮町大字新宮

(2) 操業区域 筑前海区海面

(3) 漁業時期 別表のとおり

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

以下の事項及び別表のとおりとする。

- (1) 別表のとおり
- (2) 漁具の両端に所属漁業協同組合名及び船名を明記した標識を掲げなければならない。
- (3) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。（関門地区のみ）
- (4) 同時に使用するかごの個数は200個以内とし、かつ総延長は5000m以内とする。
- (5) かごの大きさは90×90×45cm以内とする。
- (6) かごの網目は14節より細目のものを使用してはならない。ただし共同漁業権漁場によって囲まれ、過去において漁業権のあった区域においては18節より細目を使用してはならない。
- (7) かご以外の漁具（筒、うけ等）を使用してはならない。
- (8) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。
- (9) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、5月1日から10

- 月 31 日の期間中、なまこを採捕してはならない。（関門地区、若松・戸畑地区、北九州地区）
- (10) (1) に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の (i) 又は (ii) の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。（宗像地区、福岡粕屋地区）
- (i) の海域 次の基点第 27 号と、A 線と B 線の交点を通る直線以西の海域
4 月 1 日から 9 月 30 日の期間
- (ii) の海域 次の基点第 27 号と、A 線と B 線の交点を通る直線以东の海域
5 月 1 日から 10 月 31 日の期間
- 基点第 27 号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位 16 度 42 分 31.5 メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）
- A 線 基点第 27 号から真方位 347 度の線
- B 線 旧 2 号浮標（世界測地系北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒）と沖の島東端を結ぶ線

4 新規着業者に対する措置

新規着業者については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

5 申請書の添付書類等

- (1) 適格性に関する申立書（別紙様式第 1 号）

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(8)(9)(10)追加）は令和 5 年 12 月 14 日から施行する。ただし、関門地区については令和 8 年 6 月 30 日、若松・戸畑地区、北九州地区、宗像地区及び福岡粕屋地区については令和 8 年 8 月 31 日から施行することとし、令和 5 年 12 月 14 日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和 7 年 1 1 月 7 日から施行する。

ただし、5（1）に掲げる添付書類の提出は、令和 8 年 4 月 1 日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

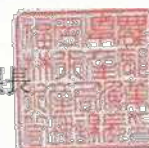
（別表略）

資料 5
(23期9回筑前漁調委)
(令和8年6月8日)

8漁管第569号
令和8年6月2日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
〔 漁業調整係 〕



令和8年下期土石採取計画について(協議)

このことについて、令和8年5月29日付8港第502号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和8年下期土石採取計画について

令和8年下期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁場												小計	合計	
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西	遠賀沖			
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	8.50	6.50	3.80	8.00	5.20	8.00	10.00							50.00	50.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.40	3.30				6.30	10.00	10.00
		計画								0.38	3.00				5.63	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
		計画								0.93	0.93	21.00	20.00	3.73	46.59	46.59	46.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	4.23	22.50	22.50	10.03	181.59	181.59	181.59
		計画	14.50	12.50	3.80	8.00	5.20	8.00	10.00	1.31	3.93	21.00	20.00	9.35	117.59	117.59	

令和8年上期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁場												小計	合計	
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西	遠賀沖			
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	8.00	4.00	2.60	6.40	4.40	6.60	8.00							40.00	40.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.40	2.40				7.20	10.00	10.00
		計画								0.38	2.25				6.38	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
		計画								0.93	0.93	21.00	20.00	3.73	46.59	46.59	46.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	3.33	22.50	22.50	10.93	181.59	181.59	181.59
		計画	14.00	10.00	2.60	6.40	4.40	6.60	8.00	1.31	3.18	21.00	20.00	10.10	107.59	107.59	

令和7年下期土石採取計画量

単位:万m³

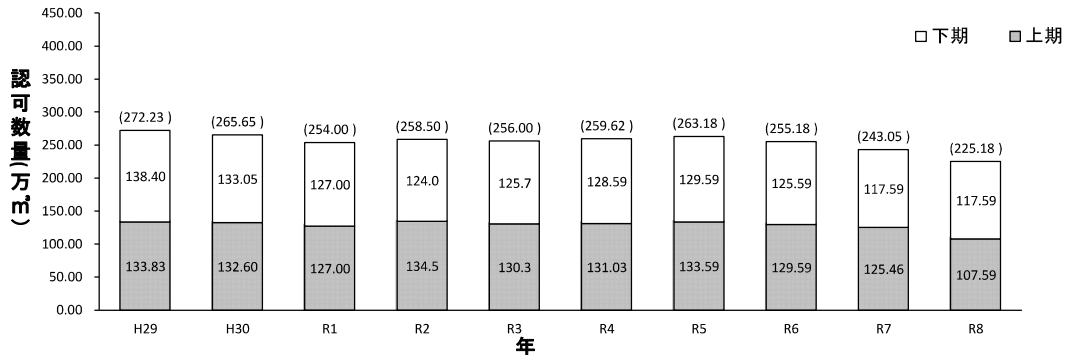
採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁場												小計	合計	
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西	遠賀沖			
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	8.50	6.50	3.80	8.00	5.20	8.00	10.00							50.00	50.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.40	3.30				6.30	10.00	10.00
		計画								0.38	3.00				5.63	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
		計画								0.93	0.93	21.00	20.00	3.73	46.59	46.59	46.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	4.23	22.50	22.50	10.03	181.59	181.59	181.59
		計画	14.50	12.50	3.80	8.00	5.20	8.00	10.00	1.31	3.93	21.00	20.00	9.35	117.59	117.59	

令和7年上期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁場												小計	合計	
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西	遠賀沖			
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	9.70	7.20	4.40	9.20	6.70	8.80	12.00							58.00	58.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								1.20	1.20				7.60	10.00	10.00
		計画								1.13	1.13				6.75	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
		計画								0.93	0.93	20.87	20.00	3.73	46.46	46.46	46.46
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	2.13	2.13	22.50	22.50	11.33	181.59	181.59	181.59
		計画	15.70	13.20	4.40	9.20	6.70	8.80	12.00	2.06	2.06	20.87	20.00	10.48	125.46	125.46	

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



令和8年下期土石採取計画に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者	採取区域	同意書の添付（漁協・支所による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）											
		糸島地区		福岡・粕屋地区			宗像地区		遠賀地区		北九州地区		
		糸島漁協	福岡市漁協	福岡市漁協	博多湾漁業権管理委員会	新宮相島漁協	新宮相島漁協	宗像漁協	宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九州市漁協	ひびき灘漁協
唐津湾海区砂採取協同組合	小呂南西	●		●			●						
	烏帽子北	●		●			●						
博多海砂採取協業組合	小呂南西	●		●	○		●						
	烏帽子北	●		●			●						
	小呂南東	●		●	○		●						
	長間礁北	●		●	○		●						
	栗ノ上	●		●	○		●	●					
	栗ノ上西	●		●	○		●	●					
	宗像						●	●		○			
玄洋海砂採取販売協同組合	柏原							●	●	●		○	
	岩屋							●	●	●		○	
	遠賀沖							●	●	●		○	
	柏原							●	●	●		○	
北九州砂採取販売協同組合	岩屋							●	●	●		○	
	白島									○	●	●	●
	白島西									○	●	●	●
	遠賀沖							●	●	●		○	

くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

概要

令和8年3月2日付で筑前海区漁業調整委員会から適当である旨の答申をいただいた、特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱に基づき、令和8管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、報告するもの

1. 令和8年管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更

○追加配分

- ・令和7管理年度に消化率8割を達成したため、小型魚7.4トン、大型魚8.1トンの追加配分が決定

○不等量交換[※]

- ・筑前海資源管理手法検討部会クロマグロ部会で協議した結果、小型魚15.0トンを大型魚22.0トンに振替。

※不等量交換：小型魚から大型魚へ漁獲枠を振り替える際に係数1.47を乗じる。国の要望調査に基づき実施。

	当初	追加配分	不等量交換	変更後
小型魚	26.9 トン	+7.4 トン	-15.0 トン	19.3 トン
大型魚	20.6 トン	+8.1 トン	+22.0 トン	50.7 トン

※令和7管理年度福岡県知事管理漁獲可能量

小型魚：17.6 トン

大型魚：54.0 トン

特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱について（諮問）

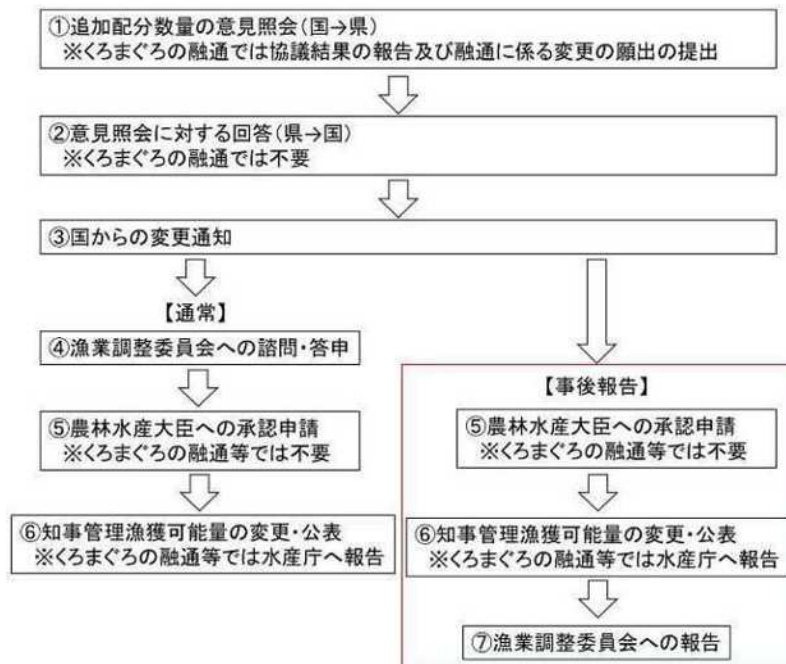
水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・漁獲可能量の変更について、手続きの迅速化を図るため、県資源管理方針で、予め漁業調整委員会の了承を得た上で、諮問・答申を経ず、事後報告による対応を可能としている。
- ・福岡県資源管理方針では、「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」ともに、管理区分が1つしかなく、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分することとしている。
- ・このため、融通等に伴う数量の変更は裁量の余地がない機械的な変更であることから、令和8管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に基づく変更及び農林水産大臣が必要と認める場合の配分については、本県においても漁業調整委員会へ事後報告で対応することとする。

【事後報告が可能となる変更の例】

- ・前年度繰越分及び消化率メリット等の追加配分に伴う漁獲可能量の変更
- ・大臣管理区分及び都道府県間の融通による漁獲可能量の変更
- ・小型魚から大型魚への不当量交換による漁獲可能量の変更



漁獲可能量の変更に係る手続のイメージ